

# 長崎県公立大学法人顧問規程

〔平成28年11月11日〕  
規程第40号

(趣旨)

第1条 理事長は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の運営に関し指導・助言を求め  
ため、顧問を任命することができる。

(顧問の資格)

第2条 顧問は、本法人に属さない者のうち、大学法人の運営に関し高い識見を有する者とする。

(任期)

第3条 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期の末日は、当該顧問を委嘱する理事長の任期の末日を超えることができない。

(勤務条件)

第4条 顧問の勤務条件については、任命しようとする者の経験、能力等に応じて理事長が定め  
る。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月11日から施行する。